

# 第3章

## 循環型社会の形成



## 第1節 処理計画

### 1. 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）第6条の規定に基づき、市域内のごみ処理に関する基本的事項を定めた基本計画を策定しています。

国のごみ処理基本計画策定指針によれば、廃棄物を取り巻く社会情勢や生活様式の変化、関連する法令の改正などに合わせて、概ね5年ごとに計画を見直すこととされています。直近では、循環型社会の形成に向けた取組を一層強化するため、ごみ減量やリサイクルに加え、新しくCO<sub>2</sub>排出量の削減に向けた目標を盛り込むなど、必要な見直しを行い、令和3年3月に改定を行いました。

#### 松山市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の概要

● 計画期間と目標年度

計画期間：令和3年度～令和7年度

目標年度：令和12年度（見直し年度：令和7年度）

● 基本理念

パートナーシップで未来へつなぐ 環境にやさしい循環型のまち まつやま

● 基本方針

① 市民・事業者・行政のパートナーシップで、3Rを推進します

② 排出から最終処分まで、適正処理を確保します

③ 社会情勢の変化に対応した、持続可能なごみ処理体制を構築します

● ごみの計画目標

・ ごみ減量の目標 1人1日当たりのごみ排出量を、50g以上削減します

・ リサイクルの目標 リサイクル率を、26%に引き上げます

・ CO<sub>2</sub>削減の目標 ごみの焼却に伴うCO<sub>2</sub>排出量を、8,000t以上削減します

### 2. 一般廃棄物処理実施計画

中長期的な視野で策定された基本計画を実施するため、各年度に具体的な事業を定めた実施計画を策定し、毎年4月1日付けで告示しています。

### 3. 生活排水処理基本計画

廃棄物処理法第6条に基づく基本計画のうち、生活排水に関する計画として平成15年3月に策定し、平成20年度の見直しを経て、し尿等の生活排水の適正な処理を推進してきました。平成29年3月には、污水处理施設を10年程度で整備完了する国の方針に沿った形で、「第4次松山市下水道整備基本構想」が策定され、合併処理浄化槽の整備計画を含む污水处理計画の見直しに合わせ、平成31年1月に本計画も見直しました。

また、本計画はし尿・浄化槽汚泥の適正処理を基本とし、汚泥の有効利用や発生抑制策として、生活排水対策には不可欠な市民・事業者の取り組みも合わせて盛り込まれた計画となっています。

#### **松山市生活排水処理基本計画の概要**

●基本理念

「みんなで作る持続可能な循環型のまち 松山」

●基本方針

- ・浄化槽の適正管理並びにし尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進
- ・合併処理浄化槽の普及推進による生活排水全般の適正処理の推進
- ・生活排水中の汚濁物質の抑制による浄化槽汚泥の減量化
- ・し尿処理場から発生する汚泥等の適正処理と有効活用
- ・し尿及び浄化槽汚泥の有効活用

●目標年度

令和8年度

●生活排水処理の目標

令和8年度までに汚水処理人口普及率※を95%に引き上げる。

●し尿浄化槽汚泥の発生量見込み

令和8年度までの10年間で、20%程度の減少見込み

※行政人口に対する下水道人口及び合併処理浄化槽等人口の割合

#### **4. 災害廃棄物処理計画**

南海トラフ巨大地震等大規模災害への備えとして、発生時の災害廃棄物処理に係る組織体制や災害廃棄物の処理方法等を整理するため、庁内各部の連携体制の構築や意見交換を目的として、平成28年8月に災害廃棄物処理計画策定検討会を設置し、策定作業を経て、平成30年3月に同計画を策定、公表しました。さらに、令和元年6月には、平成30年7月豪雨災害での経験を踏まえ、計画を一部修正しました。

また、本計画の実効性を高め、発災時に災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し早期の復旧復興につなげるため、市職員を対象とした訓練を定期的を実施しています。

令和3年度に環境審議会専門部会「災害廃棄物適正処理部会」が2回開催され、諮問事項「災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理するための対応に関すること」に対し、水害を含めた対応を強化すること等の答申がなされました。答申の内容を踏まえ、令和4年6月に計画改定を行いました。

## 第2節 適正処理に関する取り組み

### 1. 排出量の推移

ごみの総排出量は、平成13年度からの粗大ごみ戸別収集をはじめ、事業系紙ごみのリサイクルのほか、受入基準の徹底等により、減少に転じ、平成18年度に実施した、家庭系ごみの分別区分の見直し（プラスチック製容器包装、雑がみ）で、大きく減少し、以降、微減傾向にあります。

令和3年度のごみ総排出量は141,050tと、令和2年度と比べ958t減少しました。内訳は、可燃ごみ82,926t、資源化物20,139t（金物・ガラス類5,652t、プラスチック製容器包装6,179t、ペットボトル1,563t、紙類6,708t、水銀ごみ37t）、埋立ごみ1,525t、粗大ごみ3,251tと、不法投棄されたごみ等125t、直接搬入ごみ33,084tでした。また、排出されたごみの処理量は、焼却118,020t、埋立1,691t、再資源化21,339tであり、再資源化率は18.6%でした。（詳細は資料編参照）

本市の1人1日あたりのごみ排出量は、平成18年度以降全国トップレベルの少なさを維持しており、市民のごみ減量に対する意識の高さが伺えます。

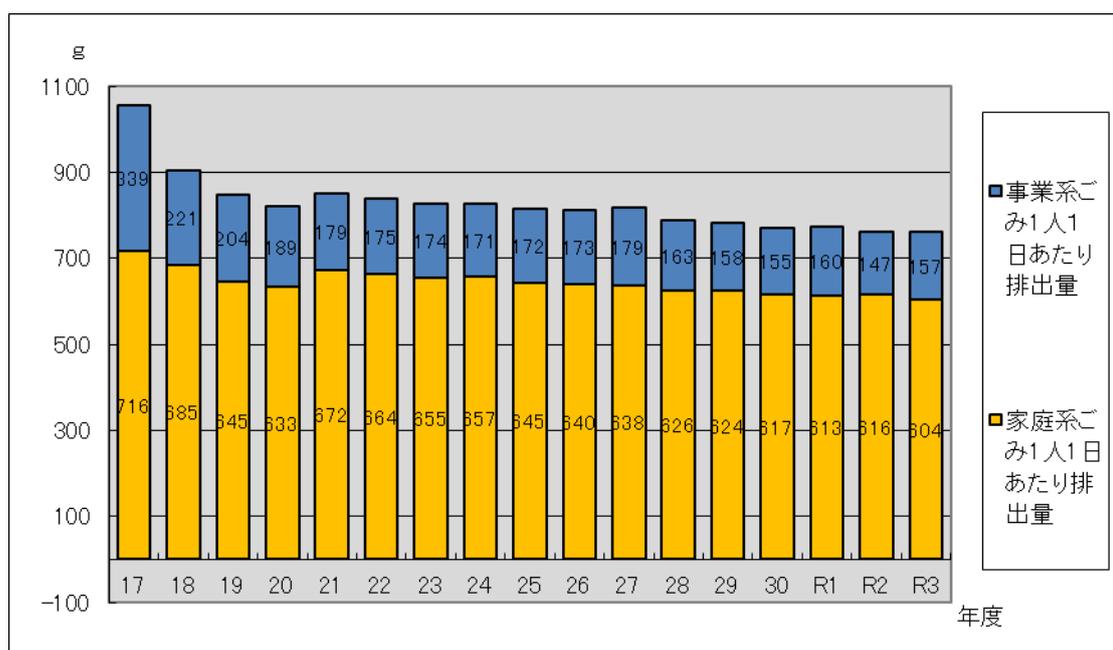


図7 家庭系・事業系別1人1日あたりごみ排出量

## 2. 分別区分等の状況

### (1) 分別種類

平成23年4月から、プラスチック製容器包装のうちペットボトルの単独収集を開始し、現在、松山・北条地域が8種11分別、中島地域は金物・ガラス類の分別種類が異なり10種13分別となっています。

表12 ごみ処理の体系

種 類		収集形態	収集体制	処分の方法
家庭系 一般 廃棄物	可燃ごみ	ごみ集積場所(週2回)定曜日収集	直営・委託	焼却
	ペットボトル	ごみ集積場所(月2回)定曜日収集	委託	再資源化
	プラスチック製 容器包装	ごみ集積場所(週1回)定曜日収集 (中島地域は月2回)		
	金物・ガラス類	ごみ集積場所(2週1回)定曜日収集 (中島地域は月1回)		
	紙類 (新聞紙・折込 チラシ、紙パッ ク、段ボール、 本類・雑がみ)			
	埋立ごみ	ごみ集積場所(月1回)指定週の定曜 日収集	直営・委託	埋立
	粗大ごみ (家電4品目を 除く)	戸別(年6回まで) ハガキ申込による収集 (中島地域は月1回のごみ集積場所収集)	直営 (中島地域は 委託)	焼却・資源化
	水銀ごみ	ごみ集積場所(年4回) 指定月・指定週の定曜日収集 (中島地域は月1回)		保管・資源化
事業系 一般 廃棄物	可燃物 リサイクルでき る紙・特管一廃 食品循環資源 木くず	許可業者による収集		焼却・資源化 特管産廃業者 による処理 堆肥化 破碎・堆肥化

注) ・令和4年4月1日現在(一部島しょ部を除く)

・家電4品目(エアコン、ブラウン管式及びプラズマ・液晶式テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機)については、家電リサイクル法による再商品化を促進する。

・ブラウン管(CRT)ディスプレイ、ブラウン管(CRT)ディスプレイ体型パソコンについては、製造事業者等によるリサイクルを促進する。

## (2) ごみ分別はやわかり帳

### ①家庭用ごみ分別はやわかり帳

生活様式の多様化や様々な素材で作られた商品の流通などによって、ごみ分別に関する多くの問い合わせが寄せられるようになりました。

そこで、市民の皆さんに簡単かつ正確にごみを分別していただく手引書として、ごみ分別辞典を載せた「ごみ分別 はやわかり帳 (家庭用)」を平成 15 年 4 月に作成し全世帯へ配布しました。その後、平成 18 年 4 月の分別内容の変更のほか、家電リサイクル (品目の拡大・指定引取場所の共有化) や廃 FRP 船リサイクルシステムなど、最新の情報に対応するように改訂を重ねてきました。

さらに、平成 23 年 4 月からのペットボトルの分別収集開始に伴う改訂にあわせ、民間事業者との協働発行方式を取り入れ、広告や 3 R 生活の特集を盛り込むなど内容が充実した冊子へと大幅なリニューアルを行い、全世帯へ配布しました。

平成 23 年度以降は、より安全で便利にごみ出しのために、排出方法の変更などの更新を行い、主に転入者等を対象に「地区別ごみカレンダー」や「粗大ごみ収集申込みガイド」と共に、配布しています。



表 13 ごみ分別はやわかり帳の変遷

	ページ数 (表紙等含む)	備考
平成 15 年度版 (初版)	32 ページ	・全戸配布
平成 18 年度版	52 ページ	・プラ製容器包装などの 分別内容変更・全戸配布
平成 20 年度版	52 ページ	・記載内容の見直し等 ・転入者等へ配布
平成 23 年度版	64 ページ	・ペットボトルの分別収集開始 ・全戸配布
平成 23 年度版 (令和 4 年度改訂)	56 ページ	・最新版

【アドレス】 [http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/gomi/dashikata/bunbetsu\\_jiten\\_katei.html](http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/gomi/dashikata/bunbetsu_jiten_katei.html)

## ②事業者用ごみ分別はやわかり帳

事業所で発生したごみを、どのように分別して処理すればよいか、正しく理解していますか。「廃棄物の適正処理」と一口に言っても、事業系ごみは、家庭系ごみとはその種類や分別方法が異なることに加え、家庭ごみ集積所へのごみ出しが禁止されている等、様々なルールが定められています。

そこで、松山市では、事業系ごみの基本的な処理や分別の方法等をまとめた「事業者用ごみ分別はやわかり帳」を作成し、市内約18,000事業者の皆様へ配布し、廃棄物の適正処理や減量化・リサイクルの推進を周知啓発しています。



### 【事業系廃棄物適正処理の主なポイント】

- 事業活動に伴って発生する廃棄物は、排出事業者の責任で自ら処理するか、適正な許可を持った処理業者に委託する必要があります。
- 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物を適正に分別し、それぞれ処理基準や委託基準を守らなければなりません。
- 許可業者に処理を委託しても、許可業者が不適正な処理を行った場合、排出事業者が原状回復等を求められることもあります。
- 事業者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、自ら排出した廃棄物が適正に処理されているか確認する必要があります。
- 廃棄物の種類ごとに分別することで、廃棄物の処理費用が安くなる場合もあります。廃棄物の減量・リサイクルに取り組みましょう。

※ 松山市 HP (<http://www.city.matsuyama.ehime.jp>) にも掲載しています。

はやわかり帳 事業者

検索



### (3) ごみ分別説明会

令和4年度は、小学校や大学、公民館、各種イベント等でごみの分別説明会を17回実施しました。

説明会では、特に可燃ごみに含まれる「雑がみ」や「プラスチック製容器包装」の適正排出の徹底をお願いしています。

環境フェアでは、「生ごみ減量宣言」をしていただいた市民に水切りグッズの配布を行う等、ご家庭でのごみ減量について考えてもらうきっかけになるよう啓発しました。

小学校での説明会では、粗大ごみの収集作業の実演や、日常取り組む3Rについての学習など、ごみの問題をより身近に考えてもらうことを目的とした取組も行いました。



ごみ分別説明会の様子



ごみ学習会の様子

### (4) 事業系廃棄物適正処理の周知・啓発

業種ごとの総会や研修などの機会を通じて、啓発映像を上映してもらう等、事業所で働く方に対し、事業所から発生する廃棄物の適正な処理方法を幅広く周知・啓発しています。

令和4年度実績（各種団体等への説明・周知 12回）

### (5) 収集・運搬体制等

市内一斉に7種10分別を開始した平成9年度のごみ収集は、「可燃ごみ」を定曜日設定、その他を定曜日のうち日付の奇数と偶数とに区分した設定をしていましたが、平成18年度からごみの排出量等に応じた収集回数の見直しと合わせて奇数・偶数日指定を廃止しました。

また、ごみ出しをする際は、ごみ袋の色を指定（可燃：白色半透明、資源化物・埋立：無色透明）することで、排出者のマナー向上と収集作業の安全確保に努め、更なるリサイクルを推進しています。

さらに、収集形態は、昭和41年10月から委託業者による収集を導入、以後、ごみ収集委託区域が年次増加してきたことにより、可燃ごみ収集量のう

ち約 80%が委託業者による収集となっており、令和 4 年度現在、「可燃ごみ」と「埋立ごみ」の一部、「粗大ごみ」「水銀ごみ」を直営で収集し、その後は委託業者による収集となっています。（中島地域は全て委託収集）

令和 5 年 3 月から、ごみ出しが難しい高齢者などを対象に、自宅前まで市職員が訪問し、ごみ出しの負担を減らすほか、必要に応じて声掛けし孤立化を防ぐ「ふれあい収集」を行っています。

## （6）処理状況

家庭系及び事業系一般廃棄物は、一般廃棄物処理基本計画や実施計画のほか各種リサイクル法令等に基づき、適正に処理しました。

ペットボトル及びその他プラスチック製容器包装は、容器包装リサイクル法に基づき、指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託し、適正にリサイクルされました（ペットボトル 約 1,400 t、その他プラスチック製容器包装 約 5,400 t）。ペットボトルは服などの繊維製品の原料等として、その他プラスチック製容器包装はプラスチックの原料等としてリサイクルされています。

中島地域のガラスびんは、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装と同様に、指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託し、びんの原料等としてリサイクルされています。

松山・北条地域のその他の色のガラスびんは、リサイクル率の向上、最終処分場の延命化を図るため、平成 21 年度から市独自で委託契約を締結し、株式会社エコシティへ引き渡しを行い、再商品化しています。引き渡したガラスびんは、原料用に細かく砕いてカレット状にし、道路の路盤材等にリサイクルされています。

また、適正な分別排出により、リサイクル量に応じた歳入が発生しており、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会からペットボトル有償入札拠出金を得ています。

表 14 再資源化に伴う歳入

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ペットボトル売却等の収益(※1)	約 3,690 万円	約 3,420 万円	約 1 億 2,560 万円
再商品化合理化拠出金(※2)	約 80 万円	0 万円	0 万円

※1 ペットボトル売却は、当年度の引渡実績量分が対象

R4 年度はペットボトルの落札価格が高騰したため、収益が大幅に増加

※2 再商品化合理化拠出金は、前年度の引渡実績量分が対象となる。

なお、R3、R4 年度は、容器包装リサイクル協会の処理費用が想定費用を上回ったため、発生しない。

### 3. 処理施設等

#### (1) 焼却施設

令和4年4月現在、稼動している焼却施設は南クリーンセンターと西クリーンセンターの2施設で、総処理能力は合わせて720t/日です。

西クリーンセンターでは、プラズマ式灰溶融炉で、ごみを焼却した際に発生する焼却灰を溶融し、発生する溶融スラグをアスファルト骨材として有効利用することで、最終処分量の低減を図っています。

両センターでは、ごみを焼却する際の余熱を利用してつくった蒸気で発電し、施設内で使用するほか、余剰分を電力会社へ売電しています。また、南クリーンセンターでは、蒸気を近隣施設「アクアパレット」の温水プールへ供給しています。なお、北条クリーンセンター及び中島クリーンセンターは、焼却の集約化による経費削減のため、現在休止中です。

表 15 焼却施設の概要

施設名	南クリーンセンター	西クリーンセンター
住 所	市坪西町 1000 番地 1	大可賀 3 丁目 525 番地 6
竣 工	平成 6 年 3 月 31 日	平成 25 年 12 月 26 日
処理能力	300t/24h(100t/24h×3 炉)	420t/24h(140t/24h×3 炉)
内 容	全連続燃焼式ストーカ炉	全連続燃焼式ストーカ炉
除じん設備	バグフィルター	バグフィルター
備 考	余熱利用 給湯・冷暖房(場内) アクアパレットへの温水供給(場外) 自家発電(1,950kW) 灰溶融施設(プラズマ式 20t/24h)	余熱利用 給湯 自家発電(6,600kW) 灰溶融施設(プラズマ式 23t/24h)
施設名	北条クリーンセンター(H19.4休止)	中島クリーンセンター(H20.4休止)
住 所	尾儀原乙 205 番地	中島大浦 10 番地 1
竣 工	昭和 62 年 3 月 15 日	平成 15 年 3 月 20 日
処理能力	40t/8h(20t/8h×2 炉)	5t/8h(5t/8h×1 炉)
内 容	機械化バッチ燃焼式焼却炉	機械化バッチ燃焼式焼却炉
除じん設備	バグフィルター	バグフィルター
備 考	余熱利用なし	余熱利用 給湯・温風回収(場内)

#### (2) 粗大ごみ処理施設

表 16 粗大ごみ処理施設の概要

施設名	南クリーンセンター	西クリーンセンター	北条クリーンセンター(H19.4休止)	中島クリーンセンター(H20.4休止)
処理能力	90t/5h	1t/5h	5t/5h	0.1t/1h
処理方式	せん断式(10t/5h) 回転式(80t/5h)	せん断式	せん断式	せん断式
備 考	・可燃性粗大はせん断式、不燃性粗大は回転式破砕機で処理 ・4種類に選別(アルミ・鉄・可燃・不燃) ・焼却施設と同一建屋内	・可燃性粗大のみ ・焼却施設と同一建屋内	・可燃性粗大のみ ・焼却施設と同一建屋内	・可燃性粗大のみ ・焼却施設と同一建屋内

### (3) 最終処分場

現在、稼働している最終処分場は横谷埋立センターと大西谷埋立センターの2施設で、焼却やリサイクルできるごみが混入することのないよう受入基準を厳格化し、焼却灰の一部を再資源化するなど、最終処分量を低減させることで、できる限りの延命化を図っています。

表 17 最終処分場の概要

施設名	横谷埋立センター	大西谷埋立センター	横谷廃棄物センター (受入休止中)
住 所	食場町乙 6 番地 1	大西谷乙 129 番地	食場町乙 7 番地 1
竣 工	平成 15 年 3 月 25 日	平成 5 年 3 月 20 日	昭和 61 年 3 月 15 日
敷地面積	164,000m <sup>2</sup>	101,993m <sup>2</sup>	162,209m <sup>2</sup>
埋立面積	40,000m <sup>2</sup>	20,200m <sup>2</sup>	95,337m <sup>2</sup>
埋立容量	550,000m <sup>3</sup>	150,000m <sup>3</sup>	824,000m <sup>3</sup>
埋立期間	平成 15 年 4 月～	平成 5 年 4 月～	昭和 47 年 10 月～ 平成 15 年 3 月 (受入休止)
埋立対象物	焼却残渣、不燃ごみ	焼却残渣、不燃ごみ	焼却残渣、不燃ごみ
埋立方法	セル方式	セル方式	サンドウィッチ方式
排水処理設備	115m <sup>3</sup> /日	80m <sup>3</sup> /日	200m <sup>3</sup> /日

### (4) 資源化施設

現在、稼働している資源化施設は、中島リサイクルセンター1施設で、中島地域から発生した缶類、ビン類、ペットボトル、紙類等の選別・圧縮・梱包を行っています。また、可燃ごみ、埋立ごみ、水銀ごみ等の一時保管施設としても活用しています。

表 18 資源化施設の概要

施設名	中島リサイクルセンター
住 所	中島大浦 22 番地
竣 工	平成 16 年 11 月 19 日
処理能力	760t/年
主要設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストックヤード</li> <li>・受入ホッパ、コンベヤ</li> <li>・磁選機、アルミ選別機</li> <li>・缶類圧縮機、ペットボトル圧縮梱包機</li> </ul>

## <コラム①>

### 「松山方式」による塩類リサイクルの取り組み

#### 《概要》

平成 29 年 4 月から、横谷埋立センターの浸出水に含まれる塩類からエコ次亜と呼ばれる消毒剤を生成し、西部浄化センターへ運搬して下水処理水の消毒に使用しています。

塩類のリサイクルとなるこれら一連の取組は、日本初で「松山方式」と名付け、CO<sub>2</sub>排出量の削減にも寄与したため、令和元年度地球温暖化防止活動環境大臣表彰（対策技術先進導入部門）を受賞しました。



八木哲也環境大臣政務官（左）と  
野志克仁松山市長（右）

#### 《取組の効果》

横谷埋立センターでは、従前、浸出水に含まれる塩類をボイラーで乾燥させ、固形の塩にして廃棄処分していましたが、「松山方式」を導入したところ、ボイラーで乾燥させる工程がなくなり、ボイラーの燃料(A重油)を使用しなくなったことなどから、CO<sub>2</sub>排出量を約 50%削減することができました。



横谷埋立センターエコ次亜生成設備

#### 4. 不法投棄防止対策等

##### (1) 不法投棄防止対策について

###### ① 監視パトロールの実施

不法投棄の未然防止と早期発見を目的として、職員及び民間委託による夜間・休日の市内全域パトロールを実施しているほか、航空機による上空からのスカイパトロールを定期的の実施し、陸・空から不法投棄の監視体制を強化しています。

また、不法投棄された廃棄物については、行為者特定に向けた調査を行い、自らの適正処分を指導するとともに、悪質な場合には警察と連携をとりながら厳しく対応しています。

なお、過去の不法投棄対応件数については、表 19 のとおりです。

表 19 不法投棄対応件数(過去 5 年間)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
件数	162	176	166	193	170

###### ② 監視カメラ等の設置

不法投棄の現場をそのまま放置すると、さらなる不法投棄を招くおそれがあることから、不法投棄の多発箇所である山間部、河川及び市内中心部に監視カメラを設置して常時監視を行うとともに、防護ネットや不法投棄防止看板を設置するなど不法投棄の防止に努めています。



## (2) 野外焼却対策について

廃棄物の野外焼却は、焼却物によっては有害なダイオキシンが大気中に放出されることがあり、また、煙や悪臭などで生活環境に支障をきたすため、廃棄物処理法で一部の例外を除いて原則禁止されています。



本市では、野外焼却を早期発見するため、不法投棄と同様に監視パトロールを実施しています。パトロールで野外焼却を発見した場合には、状況に応じた適切な指導を行うとともに、悪質な野外焼却については警察と連携をとりながら厳しく対応しています。また、野外焼却の指導は、焼却中に行うことが最も効果的であることから、市民からの通報等に対して、速やかに職員が現地に到着することができるよう、市内を複数の班で巡回しています。

なお、過去の野外焼却の対応件数については、表 20 のとおりです。

表 20 野外焼却対応件数(過去5年間)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
件数	85	79	87	96	90

<コラム②>

スカイパトロール ～ 鳥の目線で不法投棄監視 ～



これまでの地上でのパトロールでは、不法投棄の発見や対応に限界があり、また事業場や廃棄物処分場などで不適正処理が行われても、早期発見が困難な場合があります。そこで平成28年度からこれまでのパトロールに加え、航空機（軽飛行機）を使用した上空からのパトロールを行い、不法投棄や不適正処理の早期発見、早期対応に努めています。

令和4年度はスカイパトロールを4回実施しました。スカイパトロールは職員が航空機に搭乗し、事業場や廃棄物処分場など市内各所をパトロールし、空からの監視を行っています。



スカイパトロールの実施は、市のホームページや広報紙で周知するとともに、マスコミにも取り上げられました。こうしたことにより広く市民の皆さんに周知され、不法投棄や不適正処理の抑止効果が発揮されるものと期待されます。

## 5. 資源化物の持ち去り行為防止対策

古紙・アルミ等の価格の上昇に伴い、市の委託業者でない者が、深夜・早朝に「ごみ集積場所」から紙類（主に新聞・ダンボール・雑誌）、金物・ガラス類（主にアルミ缶・スチール缶）を持ち去る行為が多発していました。

持ち去り行為者による危険な運転や、深夜から未明にかけて、ごみ集積場所に立ち寄る行為者に対し、市民からも多数、不安視する声や取締りを行って欲しいという声が寄せられたこともあり、松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正（平成20年7月2日公布、平成21年1月1日施行）を行い、ごみ集積場所から資源化物を持ち去る行為を禁止としました。

条例の施行に伴い、資源ごみ集積場所のうち、掲示可能な場所には、看板を設置しました。また、平成22年度からは、警察OB4名を雇用し、日常でのパトロールのほか、早朝・深夜パトロールを行っており、持ち去り行為者への指導啓発、禁止命令書の交付等を実施しています。



### 【条例のポイント】

- ごみ集積場所から、市及び市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、これらを収集し、又は運搬してはならないものとする。
- 対象となる資源ごみは、古紙（一般廃棄物処理計画で定める紙類をいう。）、ガラスびん、缶及びペットボトルとする。
- 違反者には、禁止命令を行う。禁止命令を受けても、なお行為を継続した者は、警察へ告発する。
- 違反者には、20万円以下の罰金が科される場合がある。
- 行為者・使用者共に罰則が適用される両罰規定とする。

### 【警告・禁止命令の発行状況】（令和5年3月末現在）

- 警告書・・・・・・・・0件
- 禁止命令書・・・・3件
- 告発・・・・・・・・2件

## 6. 「ごみ集積場所」における分別啓発活動

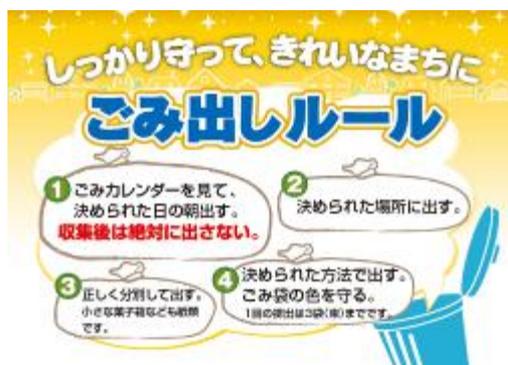
ごみ集積場所の「ルール違反ごみ」や「分別のできていないごみ」などの相

談が絶えないことから、ごみの分別やごみ出しマナーの改善を目的として、「ごみ集積場所用啓発看板」を作成しました。（5種類、A3サイズ 4つ角にパンチ穴あり）

視覚に直接訴える啓発方法として、目立つ色使いや分かりやすい表現などを意識して作成しています。

### 【配布方法】

地域からの要望に基づいて、清掃課で配布するほか、市ホームページからもダウンロードして活用できるようにしています。



## 7. 産業廃棄物最終処分場支障等除去事業

平成 23 年 5 月、松山市菅沢町にある株式会社レグの産業廃棄物最終処分場で、埋め立てられた廃棄物や処分場の中に溜まった汚水が漏れ出す可能性が発生するなど、環境被害のおそれが生じました。

これを受け、本市はレグに必要な対策を行うよう命令しましたが、レグはこの命令に従いませんでした。そこで、本市は市民の生活環境を守るため、レグに代わって対策工事を行いました（行政代執行）。

対策工事の内容は、処分場の周辺を壁で取り囲み、汚れた水や廃棄物の流出を防ぎ、処分場の中に溜まった汚水は浄化した後で川に放流するものです。

平成 30 年 10 月には対策工事が完了し、その後 2 年間、工事の効果を確認するためのモニタリングを行いました。結果、工事がきちんとできていることが確認され、令和 2 年度末に本事業は完了しました。今後は、処分場が廃止できる状態になるまで、維持管理等を継続する予定です。

この対策工事には多くの費用を要したため、国から支援を受けました。また、愛媛県からは、この問題をきっかけとして、産業廃棄物に関する本市の取組について支援を受けています。

### 第3節 減量・リサイクル等に関する取り組み

#### 1. 廃棄物減量等推進員等

一般廃棄物の減量化・分別の徹底を図るため、行政と市民を結ぶパイプ役として、平成8年度から廃棄物減量等推進員制度を設けています。（任期：2年）

さらに廃棄物減量等推進員をサポートし、共に活動を行う廃棄物減量等協力員を認定する制度を平成16年度に設け、令和4年度は、125名の推進員（市内32地区×4名以内）と168名の協力員の合計293名が活動しました。

なお、平成23年度以降にまちづくり協議会を設立した地域は、個人単位で委嘱を受けて行う活動から、地域住民が主体となって地域単位で行う活動へと位置づけを変更し、これまでと同様の活動をまちづくり協議会のなかで継続して行っています。（令和5年3月31日現在：9地区）

廃棄物減量等推進員と協力員の主な活動内容は、①住民への正しいごみの出し方やごみ減量の啓発②不法投棄・ルール違反ごみのないまちづくりの推進③地域の清掃活動への協力④その他、家庭ごみに関する研修会への出席や活動報告書の提出などです。

令和4年度は、西クリーンセンターや収集運搬業者の施設にて、さらなる分別の徹底や、適正排出の重要性を研修し、今後の活動の参考としていただきました。



西クリーンセンターでのごみ分別研修の様子

### <コラム③>

#### 危険です！リチウムイオン電池はリサイクルBOXへ！

小型充電式電池（特にリチウムイオン電池）は、破損すると発火しやすく大変危険なため、使い切りの乾電池とは異なり、ごみ集積場所に出せません。

「可燃ごみ」や「プラスチック製容器包装」に混入した小型充電式電池が、ごみ収集車やごみ処理施設で圧潰され、発火する事故が全国的に発生しています。



出典：（公財）日本容器包装リサイクル協会

小型充電式電池は、製品から取り外して支所などにあるリサイクルBOXへ入れるよう協力をお願いします。

※取り外しができない場合は、粗大ごみで出してください。

#### ●回収対象の電池

（一社）JBRCの会員企業の充電式電池で、下記の識別マークがあれば対象です。不明な場合は製造メーカーに問い合わせてください。



ニカド電池



ニッケル  
水素電池



リチウム  
イオン電池

リサイクルBOX設置場所などの詳細はホームページをご確認ください。

小型充電式電池の処理方法（二次電池のリサイクル） 松山市公式ホームページ

[http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/gomi/dashikata/recycle\\_denchi.html](http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/gomi/dashikata/recycle_denchi.html)

## 2. 電気式生ごみ処理機購入費補助金交付

市内の家庭から排出される生ごみの減量化を推進するため、平成11年度から電気式生ごみ処理機を設置する方に、本体購入価格の2分の1の補助（上限20,000円）を開始し、令和4年度は69基分の補助金を交付しました。（累計5,690基）

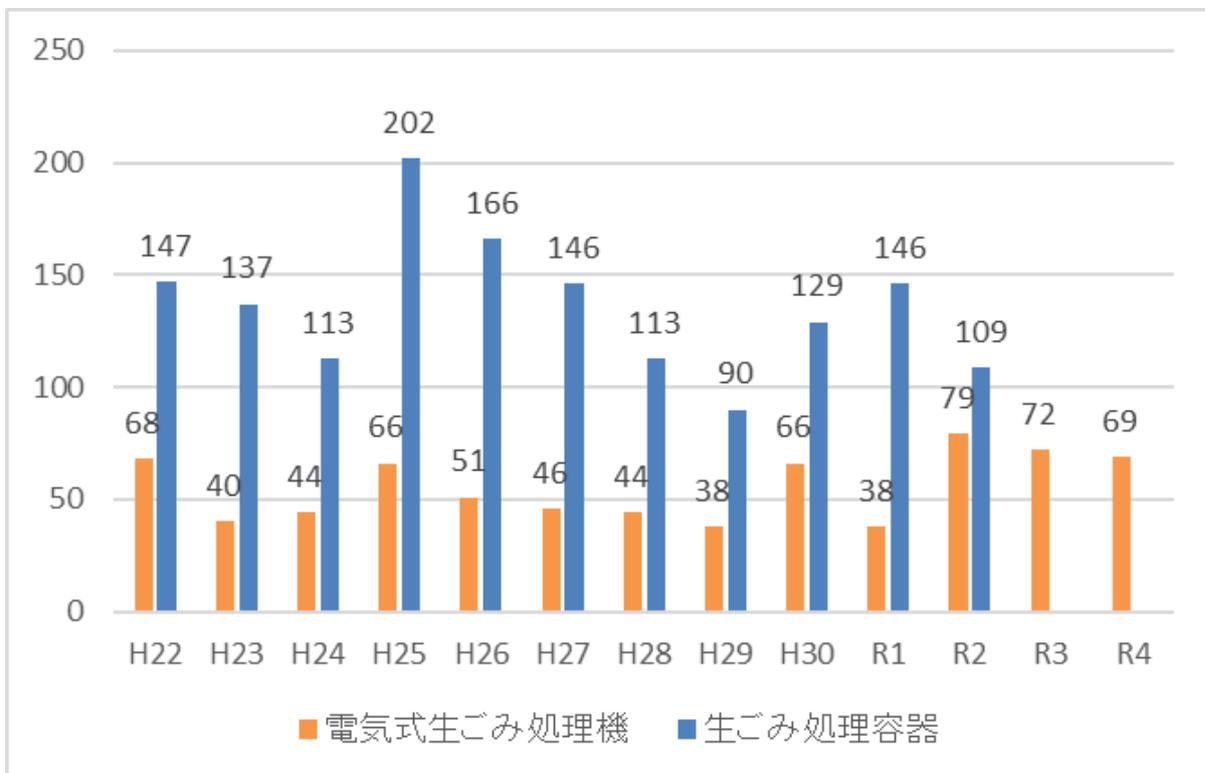


図8 生ごみ処理容器等購入費補助金交付件数

※生ごみ処理容器（EM容器、コンポスト）の補助は、平成5年度から開始しましたが、マンションの増加や土の庭を持つ戸建て住宅の減少等の理由により、令和2年度で補助金の交付を終了しました。

### 3. 松山市事業系一般廃棄物減量等計画書

市内の特定建築物、事業用延べ床面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の事業所、店舗面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の大規模小売店舗の所有者、占有者、その他管理について権限を有するものに対して、「松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第 18 条に基づき、減量等計画書の提出を平成 12 年度以降求めています。

令和 4 年度（令和 3 年度実績）の減量計画書の集計結果では、ごみの総排出量が 33,321t（可燃：14,202t 紙類：16,521t 食品循環資源：2,392t 木くず 206t）であり、リサイクル率は 57.4%でした。

総排出量は、前年度より約 874t 増加しており、リサイクル率は 2.4 ポイント低下しました。

表 21 事業系一般廃棄物の令和 4 年度（令和 3 年度実績）総排出量

種類		排出量(t)		構成比		
可燃物		14,202		42.6%		
（リサイクルできるもの） 資源物	食品循環資源	2,392		7.2%		
	木くず	206		0.6%		
	紙類	OA用紙	639	16,521	1.9%	49.6%
		段ボール	12,485		37.5%	
		新聞・情報誌	405		1.2%	
		本類・雑紙	1,451		4.4%	
		紙パック類	417		1.3%	
		機密書類	1,123		3.4%	
総排出量(t)		33,321		100%		
資源化率		57.4%				

※小数点以下も計算しているため合計が合わない部分があります。

#### 4. バイオディーゼル燃料のごみ収集車への利用

自然環境への負荷が小さく、化石燃料代替エネルギーの観点からも極めて有効であることから、事業所から排出される廃食用油をリサイクルして精製した「バイオディーゼル燃料」を平成14年6月からごみ収集車の燃料として導入しています。

また、平成24年9月から学校給食共同調理場の給食運搬車に燃料として導入を開始するにあたり、平成24年9月6日、ごみ学習会の一環として味生第二小学校で、新たなリサイクルシステムのお披露目会を行いました。

令和5年3月末現在で、バイオディーゼル車23台（B-5車23台）に利用しています。



## 5. まつやま Re・再来館（りっくる）

市民からの提案により建設され、平成 14 年 7 月にオープンした「まつやま Re・再来館」愛称『りっくる』は、本市の環境啓発の拠点として、環境に関する講座を開催するほか、環境保全に関連する展示を行っています。館内には、自然とふれあうイベントを開催するまつやま自然ネットワークや高齢者の生きがいがづくりの役割を果たすシルバーワークプラザ（手すき和紙・リメイク・表具表装・家具修理）、リサイクル品の販売や障がい者の手作り品を販売して障がい者支援を行うハートフルプラザがあります。

平成 24 年度には姉妹都市のフライブルク市にある環境啓発施設「エコステーション」と環境教育分野での交流と相乗的發展を目的に、連携協定を結び、それで得た情報を参考に、ハーブ園や自然の生態系を身近に感じるビオトープを造るなど、市民の憩いの場として、子どもからお年寄りまで多くの世代に親しまれています。また、平成 30 年度には姉妹都市提携 30 周年を記念して、フライブルク市長も訪れました。

そして、令和 2 年度には大規模な改修工事を行い、太陽光発電システムや蓄電池、自立運転できるガスヒートポンプエアコン（GHP）などを導入し、平常時は温室効果ガスを削減するほか、災害などの停電時には、電気やエアコンが使えるようになるなど、環境に優しく災害に強い施設として生まれ変わりました。

さらに、令和 3 年度には、令和 4 年度に開館 20 周年を迎える節目であることから、近年の環境の変化や最新の情報を取り入れた大幅な展示内容の更新を行いました。



外観

【まつやま Re・再来館ホームページ】<https://rikkuru.jp/>



展示全景



資源ごみのリサイクル説明コーナー

りっくるが開館当初から行っているリユース促進事業「リサイクル家具販売」は、各家庭から排出された粗大ごみ（主に家具）を個別回収し、リペアした後、市民に安価でリユースする取り組みで、令和4年度は1,154点販売しました。

その他にも、りっくるでは、動物型リサイクルボックスや小型家電回収ボックスを設置し、ペットボトルのキャップ、牛乳パック、包装紙、古着、着物・帯、古タオル、絵本、木のおもちゃ等を回収しています。



販売される家具



資源回収ボックス

動物型リサイクルボックスで回収されたものは、主にりっくるに併設されているシルバー人材センターの工房で形を変え販売されています。牛乳パックや包装紙は紙すきの材料となり、着物や帯などはリメイクされブローチやハンドバッグ等の小物になります。



紙すき工房で販売される便箋等



古着リメイク作品

## 第4節 ごみ処理広域化

### 1. 広域処理の必要性

廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月19日閣議決定）では、「将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保するためには、地域において改めて安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要がある」とした上で、「このためには、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべきである。」と述べられています。

松山ブロックでは、施設の老朽化が進行しており、更新が喫緊の課題となっています。また、今後、人口減少に加えてごみの排出量の減少も見込まれるほか、脱炭素に向けた取組の推進も迫られる中、資源化率、エネルギーの回収・利活用及びごみ処理事業経費等の観点で効率化を図るとともに、廃棄物処理に係る担い手を確保し、技術を継承していくためにも、広域処理の検討を進める必要があります。

### 2. これまでの経緯

国は、平成9年に「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日付け衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）を発出し、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、各都道府県に対して広域化計画の策定を求めるなど、ごみ処理の広域化を推進しました。

また、同通知の発出から20年以上が経過した平成31年には、廃棄物処理に係る担い手不足のほか、老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大、地域の廃棄物処理の非効率化など、我が国のごみ処理を取り巻く状況が大きく変化したことを受け、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（平成31年3月29日付け環循適発第1903293号）を発出し、改めて、安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築を推し進めています。

愛媛県は、平成10年に「愛媛県ごみ処理広域化計画」を策定し、県内市町村のごみ処理広域化を推進してきました。令和4年3月には、近年の国の動向などを踏まえ、「愛媛県ごみ処理広域化・集約化計画」を策定し、県内における広域化・集約化に関する基本的な考え方を改めて示しています。これらの計画の中で、松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町及び久万高原町の3市3町は「松山ブロック」として位置付けられています。

このような状況の中、松山ブロックの3市3町は、令和2年9月に「松山ブロックごみ処理広域化検討協議会」を立ち上げ、愛媛県をオブザーバーとして、ごみ処理広域化に関する検討を開始しました。その後、令和4年3月に「松山

ブロックごみ処理広域化基本構想を策定し、これを基に議論を重ねた結果、令和5年3月、3市3町は、「ごみ処理広域化に関する基本合意書」を締結し、ごみ処理広域化を実施することに合意しました。

### 3. 松山ブロックごみ処理広域化検討協議会等の開催実績

開催日	議題等
令和2年9月1日	松山ブロックごみ処理広域化に係る市長・町長会議 ・松山ブロックごみ処理広域化検討協議会の設置について
令和2年9月1日	第1回松山ブロックごみ処理広域化検討協議会 ・愛媛県のごみ処理広域化・集約化に向けた取組について ・各市町のごみ処理の現状について ・今後の進め方について
令和3年1月4日	第2回松山ブロックごみ処理広域化検討協議会（書面会議） ・松山ブロックごみ処理広域化基本構想の策定について ・松山ブロックごみ処理広域化基本構想の策定にかかる負担金について ・松山ブロックごみ処理広域化検討協議会幹事会要綱について ・松山ブロックごみ処理広域化検討協議会事務局規定について
令和3年12月23日	第3回松山ブロックごみ処理広域化検討協議会 ・松山ブロックごみ処理広域化基本構想（案）について ・今後のスケジュールについて
令和4年3月29日	第4回松山ブロックごみ処理広域化検討協議会（書面会議） ・パブリックコメントで提出された意見への対応について ・松山ブロックごみ処理広域化基本構想の策定について
令和4年4月28日	第5回松山ブロックごみ処理広域化検討協議会（書面会議） ・住民説明会の開催について ・今年度の協議の方針について
令和4年9月1日	第6回松山ブロックごみ処理広域化検討協議会 ・松山ブロックごみ処理広域化の方針について
令和5年3月14日	第7回松山ブロックごみ処理広域化検討協議会（書面会議） ・ごみ処理広域化の方針について
令和5年3月28日	第8回松山ブロックごみ処理広域化検討協議会 ・ごみ処理広域化に関する基本合意書（案）について ・松山ブロックごみ処理広域化に関する基本合意書 締結式

#### 4. 松山ブロックごみ処理広域化基本構想

令和4年3月に策定した松山ブロックごみ処理広域化基本構想では、松山ブロックに属する各市町の現状や課題を把握するとともに、広域化の検討を進めるための基本的事項を整理しています。

##### 広域化の検討に係る基本的な考え方(松山ブロックごみ処理広域化基本構想から抜粋)

###### **1：持続可能な適正処理の確保**

地球温暖化や人口減少などの社会的な課題に対応しつつ、経済性も重視するなど、将来にわたって安定的なごみ処理体制を構築することを目指します。

###### **2：脱炭素に向けた取組の推進**

ごみ処理システム全体で、エネルギー消費量の低減を図るなど、温室効果ガス排出量の削減を目指します。

###### **3：安全・安心の確保**

法令等に従ってごみを適正かつ安全に処理するほか、災害時等であってもごみ処理を継続できる施設とするなど、生活環境を保全し、誰もが安心できるごみ処理体制の構築を目指します。

###### **4：新たな価値の創出**

処理施設にエネルギー供給拠点、環境学習拠点等の機能を付加することで、地域の魅力向上や課題解決に資することを目指します。

## 5. 松山ブロックごみ処理広域化に関する基本合意書

令和5年3月、松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町及び久万高原町は、3市3町の可燃ごみ等を本市ごみ処理施設で処理することのほか、松山市南クリーンセンターを同敷地内で新施設に建て替えることなどに合意しました。



松山ブロックごみ処理広域化に関する基本合意書 締結の様子

(左から)佐川砥部町長、河野久万高原町長、武智伊予市長、野志市長、加藤東温市長、岡本松前町長

## 第5節 美化活動の推進

### 1. 松山のまちをみんなで美しくする条例

平成15年3月、市民参加による美しいまちづくりの推進を目的として、「松山のまちをみんなで美しくする条例」を制定しました。

この条例に基づき、空き缶等及び吸い殻等の投げ捨て並びに飼い犬のふんの放置を防止することで、市民総参加による「おもてなし日本一のまち松山」にふさわしい美しいまちづくりを推進しています。

具体的には、観光客が多く、市民の憩いの場でもある「城山・堀之内」「道後地区」や、平成21年12月には、「松山市駅前・大街道・銀天街」「JR松山駅前」を「美しいまちづくり重点地区」に追加指定し、週2回の美化清掃を実施するなど、市民・事業者・市が協働で美化清掃を実施し、市内中心部や道後地区の日常的なまちの美化に努めています。

また、市内全域でポイ捨て禁止の啓発を行うとともに、市民大清掃やプチ美化運動を実施しています。

### 2. カラス等害鳥対策

繁華街を中心にカラス等によるごみの散乱が見られるため、排出者への適切なごみ出し指導及び周辺の清掃を行い、環境美化に努めています。

特に、カラスが一時的に急増する冬季は、ごみの散乱や糞害などが多発します。そのため、平成30年から令和2年まで、美しいまちづくり重点地区に指定する市内中心部で、夕方と早朝に鷹匠が巡回し、カラスの集団を目撃できた場所では、鷹を飛ばす等、カラスの追い払い実験を実施しました。

追い払いの回数を重ねるごとに、カラスの個体数が減少し、ごみの散乱も少なくなるなど効果が見られる一方で、鷹に対する警戒心が次第に弱まっていく傾向も見られました。

これらの結果を踏まえ、カラス等害鳥対策専門委員からは「繁華街の電線ねぐらとごみ漁りの解消は、ごみの排出・回収方法の改善という根本的な対策が最も効果的である」とのご意見をいただきました。

そこで、令和3年度からは、カラスの追い払い音源（カラスが鷹を警戒する音声）の配布、ごみ集積場所で使用する「カラス対策グッズ」の貸し出しを開始しました。音源は市内に留まらず他県でも利用されたほか、令和4年度はグッズの貸し出しが9件あり、中には購入を検討する地域もありました。

## 【対策グッズ】



スプリング状 金属ロープ



強力 LED ライト

### 3. 市民大清掃

市民大清掃は「わたしたちのまちは、わたしたちの手で美しく」を合言葉に、ボランティアによる美しいまちづくりを推進することを目的として、昭和 51 年度に第 1 回市民大清掃が松山青年会議所の提唱により堀之内、市駅、JR 松山駅、港、空港の周辺など市内の公共場所を中心に実施されました。

昭和 53 年度からは市内全域へと活動が広がり、地区ごとに自主的な清掃が実施されるようになり、現在は「松山のまちをみんなで美しくする条例」に基づき、市内 41 地区を活動単位として毎年 7 月の第 2 日曜日に実施しています。

なお、令和 2～4 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しています。

### 4. ポイ捨て禁止の啓発

ごみのない美しいまちを目指して、市民から依頼があればポイ捨て禁止看板を無料配布しています。

令和 4 年度にはより一層市民の美化意識の向上を図るため、ポイ捨て禁止看板の新デザインを公募しました。全 56 件の応募があり、縦・横それぞれ最優秀作品 1 点、優秀作品 2 点の計 6 点を表彰しました。また、最優秀デザインは実際にポイ捨て禁止看板の新デザインとして、令和 5 年 3 月から市民へ配布しています。



## 5. プチ美化運動

プチ美化運動は、ボランティア清掃を通じて美観を維持するとともに美化意識の向上を目指すことを目的として、運動に参加する事業所やグループの募集（事業所は平成15年度から、グループは平成17年度から）を始めました。

この運動は、事業所や自宅周辺の道路等の清掃活動を定期的に行い、実施後には美化活動報告書を提出してもらっています。

令和5年3月末現在で、280事業所と23グループが活動しています。

なお、松山市役所も、全庁的にプチ美化運動に取り組み、毎週火曜日の就業前に美しいまちづくりの推進啓発ビブスを着用し、本庁舎周辺を清掃することでポイ捨ての抑止につなげています。

また、愛犬との散歩を通じて路上等に目立つごみの清掃等に協力していただける方を平成20年度から募集しています。認定された愛犬は「まち美化サポート犬」として美化活動の一翼を担っており、令和5年3月末現在で、74頭が登録し、活動しています。

### 「プチ美化運動」優良表彰団体等

◎プチ美化事業所 ●プチ美化グループ ☆まち美化サポート犬

<p><b>平成28年度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 株式会社伊予銀行久米支店</li> <li>◎ 株式会社愛媛銀行石井支店</li> <li>◎ 株式会社ヨシケンコーポレーション グループホームいしい デイサービスいしい</li> <li>◎ 有限会社イヨカンランド山銀</li> <li>● 船越和気比売会</li> <li>● 一の宮シニアクラブ</li> </ul>	<p><b>平成29年度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 株式会社愛媛銀行余戸支店</li> <li>◎ 株式会社伊予銀行道後支店</li> <li>◎ 株式会社愛媛パートナーエージェント</li> <li>● 桑原高齢クラブ</li> <li>● ニコニコ</li> <li>● 別府清水グランドゴルフ愛好会</li> </ul>
<p><b>平成30年度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 株式会社愛媛銀行 中央通支店</li> <li>◎ 株式会社伊予銀行 福音寺支店</li> <li>◎ 有限会社シゲミ住器</li> <li>● アドバンスクラブ</li> <li>● 松山市大学生ボランティアネットワーク 4-Rings</li> <li>☆ 牛若</li> </ul>	<p><b>令和元年度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 愛媛建物株式会社</li> <li>◎ 株式会社愛媛銀行 森松支店</li> <li>◎ 株式会社伊予銀行 新立支店</li> <li>● 別府清水すみれ会</li> </ul>

<p><b>令和2年度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 株式会社伊予銀行 空港通支店</li> <li>◎ 株式会社愛媛銀行 事務システム部</li> <li>◎ 株式会社ひめぎんソフト</li> <li>◎ 松山天山郵便局</li> <li>◎ 社会福祉法人砥部寿会 グループホーム里山</li> <li>◎ 愛媛トヨペット株式会社 松山中央店</li> </ul>	<p><b>令和3年度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 株式会社 伊予銀行 本町支店</li> <li>◎ 株式会社 愛媛銀行 大街道支店</li> <li>◎ 有限会社 イヨカンランド山銀</li> <li>◎ ひめぎんリース株式会社</li> <li>☆ にこ</li> </ul>
<p><b>令和4年度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 株式会社 伊予銀行 東野支店</li> <li>◎ 株式会社 愛媛銀行 本町支店</li> <li>◎ 松山石井郵便局</li> <li>◎ 小松内科循環器科クリニック</li> <li>☆ まりん</li> <li>☆ ハチ</li> </ul>	

## 第6節 し尿処理

### 1. 松山衛生事務組合

広域でのし尿処理を図るため、昭和41年4月に松山市、重信町、川内町、砥部町の1市3町（現在は市町村合併により松山市、東温市、砥部町の2市1町）で構成する松山衛生事務組合を設立し、日量250k1のし尿処理場として浄化センターを建設のうえ、昭和44年4月から操業を開始しました。

その後、都市化の進展等に伴い処理量が年々増加したことから、昭和49年度に日量100k1施設の増設に着手し、昭和51年3月に完成しました。また、昭和56年10月から当初施設の老朽化に伴う更新及び全施設の能力に対応した高度処理施設の新設、平成5年9月から日量100k1施設及び汚泥処理設備の老朽化等に伴う更新事業を実施しました。

その後、施設の老朽化と国が推進する循環型社会の形成に対応するため、平成28年度から更新工事に着手しました。新しい施設は、最新の技術を取り入れ、汚泥の助燃剤化やリン回収の再資源化を行い、公共下水道施設へ接続するコンパクトな施設として令和2年4月、施設名称を「松山衛生e c oセンター」に変更して供用を開始し、令和3年3月に外構などを含めた全ての工事を完了しました。また、令和4年4月には、久万高原町が本組合に加入し、構成市町は2市2町の体制になりました。

表22 し尿処理区分(令和5年3月31日現在)

区 分	総数	松山市	東温市	砥部町 旧広田村域除く	久万高原町
行政区域					
面積(km <sup>2</sup> )	1,281.57	429.37	211.30	57.21	583.69
世帯数	283,198	254,292	15,621	9,205	4,080
人口	562,479	502,052	33,157	19,941	7,329
処理計画区域					
面積(km <sup>2</sup> )	1,281.57	429.37	211.30	57.21	583.69
世帯数	283,198	254,292	15,621	9,205	4,080
人口	562,479	502,052	33,157	19,941	7,329
処理計画区域内 処理人口総数 (処理人口)	562,479	502,052	33,157	19,941	7,329
汲取り人口	15,080	9,750	1,780	1,092	2,458
下水道人口	334,654	305,667	21,963	4,749	2,275
浄化槽人口	212,614	186,549	9,378	14,091	2,596
自家処理人口	131	86	36	9	0

## 2. 収集形態別処理状況

松山衛生 e c o センターで処理されるし尿及び浄化槽汚泥の量は、公共下水道の普及とともに緩やかな減少傾向にありましたが、令和4年度に久万高原町が本組合に加入したことにより、当該年度の全ての数値が増加しています。

表 23 収集形態別処理状況(単位:kl)(2市2町総数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数	136,566	122,842	122,783	121,476	124,865
業者 松山市直営	136,566 —	122,842 —	122,783 —	121,476 —	124,865 —
1日平均収集量	466	424	418	413	425
1日平均処理量	374	336	336	333	342

(注) 一日平均収集量は年間収集日数(令和4年度は294日)、  
 一日平均処理量は年間処理日数(令和4年度は365日)による。  
 ただし、久万高原町が本組合に加入した令和4年度のみ2市2町の数値であり、令和3年度以前の  
 数値については、2市1町(松山市・東温市・砥部町)の数値となっている。